参考資料
平成２２年度　第１回
新潟市地域包括支援センター運営協議会
平成２２年９月６日開催

地域支援事業実施要綱の改正概要について

「地域支援事業の実施について」（厚生労働省老健局長　平成 22 年 8 月 6 日，老発 0806 第 1 号）の通知により，地域支援事業実施要綱の一部を改正し，平成 22 年 8 月 6 日より適用することが示されました。

主な改正点は，以下のとおりであり，その対応に関しては市町村ごとの実情に応じて判断することとなっています。

【現状と主な改正点】

《現状》

介護予防特定高齢者施策は，要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者（特定高齢者という）を対象として実施するもので，特定高齢者を把握するために，生活機能評価（基本チェックリストを含む生活機能チェックと生活機能検査）を実施し，その結果から特定高齢者を決定しています。その後に，特定高齢者が活用する介護予防事業を実施するものです。

また，介護予防一般高齢者施策は，一般高齢者を対象とした介護予防普及啓発等を実施するものです。

ア．一般高齢者施策と特定高齢者施策の名称を一次予防事業，二次予防事業と名称変更し，二次予防事業の対象者については各市町村で親しみやすい通称の使用を推奨することとしたこと。

イ．対象者の把握事業について，医師の診察等を含む生活機能評価により実施することとしていたが，市町村の任意によることとし，基本チェックリストのみで対象者を把握可能としたこと。

ウ．ニーズ調査等を活用した基本チェックリストの全数配布と未回収者への対応を充実するよう努めるものとする。

《現状》

介護予防特定高齢者施策として，特定高齢者が介護予防を図るために活用する通所型介護予防事業及び訪問型介護予防事業を実施しています。

〇通所型介護予防事業（運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能向上）

〇訪問型介護予防事業

ア．通所型介護予防事業のプログラムについて，従前の運動器の機能向上，栄養改善，口腔機能の向上などのほか，腰痛・膝痛対策，閉じこもり予防・支援又はうつ予防・支援に関するプログラム，これらのうち複数のプログラムを組み合わせたプログラムなどを実施することとした。

《現状》

包括的支援事業として，地域包括支援センターへ委託する主な業務である介護予防ケアマネジメント業務があり，特定高齢者が要介護状態になることを予防するため，生活機能評価の結果等の心身の状況，環境等と対象者の希望に基づき，介護予防ケアプランを作成しています。

地域包括支援センターは，そのプランに基づいて市の介護予防事業担当者へプログラム提供を依頼しています。

ア．包括的支援事業の介護予防ケアマネジメント業務において，ケアプランについては，必要と認められる場合に作成できるものとし，ケアプランの作成の必要がない場合には施策前・施策後に事業実施担当者と情報を共有することにより替えることが出来ることとしたこと。